

## にいがた安心こむすび住宅推進協議会設置要綱

### (名称)

第1条 この協議会は、にいがた安心こむすび住宅推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、関係者が持つ情報を集約・共有するとともに、関係者が連携してさらなる事業の普及や県民への周知啓発に取り組むことで、にいがた安心こむすび住宅推進事業を推進することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

- (1) にいがた安心こむすび住宅事業の推進に関すること
- (2) にいがた安心こむすび住宅に関する事例やノウハウの共有に関すること
- (3) にいがた安心こむすび住宅の制度等の検討に関すること
- (4) にいがた安心こむすび住宅の効果的な普及・啓発に関すること
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 前項以外の者の入会は、協議会の会議（以下「会議」という。）において承認するものとする。

### (役員)

第5条 協議会には会長1名を置く。

- 2 会長は、建築住宅課長とする。
- 3 会長は、会務を総轄し、協議会を代表する。

### (会議および部会)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 部会は、会長が招集し、会長が議長となる。招集者は会長が都度定めるものとする。
- 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 協議会の事務局は、新潟県土木部都市局建築住宅課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和6年11月28日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和8年1月16日から施行する。

別表

にいがた安心こむすび住宅推進協議会 構成員

<p>関係団体 (不動産・建築)</p>	<p>公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会          公益社団法人 全日本不動産協会新潟県本部          NPO新潟県不動産コンサルティング協会          公益社団法人 新潟県建築士会          一般社団法人 新潟県建築組合連合会          一般財団法人 にいがた住宅センター          一般社団法人 リノベーション協議会 信越部会 新潟支部</p>
<p>金融機関</p>	<p>株式会社 第四北越銀行          株式会社 大光銀行          新潟県信用金庫協会          新潟県信用組合協会          新潟県労働金庫          新潟県信用農業協同組合連合会          独立行政法人 住宅金融支援機構</p>
<p>事業者</p>	<p>にいがた安心こむすび住宅登録事業者          雪国型 ZEH ビルダー・プランナー登録事業者</p>
<p>市町村</p>	<p>(空き家、子育て、移住・定住担当部局等)</p>
<p>県</p>	<p>土木部都市局 建築住宅課 (事業課・事務局)          (オブザーバ) 土木部都市局 都市政策課 (住宅政策・空き家)          環境局 環境政策課 (雪国型 ZEH)          福祉保健部 こども家庭課 (子育て)          産業労働部 しごと定住促進課 (移住・定住)          農林水産部 林政課 (県産材)          地域振興局 (企画振興部・地域整備部)</p>